

平成30年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

| | | | | | | |
|-----------------------------|-------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年 6月12日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 平成30年 6月20日 | | 午後 1時 00分 | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 平成30年 6月20日 | | 午後 3時 50分 | |
| | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| 応 招 (不 応 招) | 1 | ○ | 村 山 昇 | 7 | ○ | 高 橋 裕 子 |
| 議 員 及 び 出 席 | 2 | ○ | 林 田 俊 策 | 8 | ○ | 源 嶋 た ま み |
| 欠 席 議 員 | 3 | ○ | 中 村 正 徳 | 9 | ○ | 久 保 田 武 治 |
| ○ 出 席 | 4 | ○ | 瀬 崎 哲 弘 | 10 | ○ | 宇 佐 信 行 |
| × 欠 席 | 5 | ○ | 山 中 馨 | 11 | ○ | 豊 永 好 人 |
| △ 不 応 招 | 6 | ○ | 魚 住 憲 一 | 12 | ○ | 坂 口 幸 法 |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 | | 瀬 崎 哲 弘 | 11 番 | | 豊 永 好 人 |
| 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | 事 務 局 長 | | 仲 川 広 人 | 議 事 参 事 | | 執 柄 由 美 |
| | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| 説 明 の た め 出 席 | 町 長 | 吉 瀬 浩 一 郎 | 教 育 振 興 課 長 | 今 井 一 久 | | |
| し た 者 の 職 氏 名 | 副 町 長 | 島 田 保 信 | 教 育 振 興 課 | 中 村 綾 子 | | |
| | 教 育 長 | 佐 藤 邦 壽 | 健 康 ・ 保 険 課 長 | 東 健 一 郎 | | |
| | 会 計 管 理 者 | 前 田 和 博 | 健 康 ・ 保 険 課 | 椎 葉 純 | | |
| | 総 務 課 長 | 松 本 和 則 | 町 民 福 祉 課 長 | 黒 木 庄 一 朗 | | |
| | 総 務 課 主 幹 | 新 堀 英 治 | 町 民 福 祉 課 | 久 保 ・ 長 田 | | |
| | 企 画 観 光 課 長 | 岡 本 雅 博 | 子 ども 対 策 課 長 | 白 濱 ゆ り こ | | |
| | 企 画 観 光 課 | 竹 下 政 孝 | 子 ども 対 策 課 | 吉 地 美 紀 | | |
| | 税 務 課 長 | 平 川 博 | 環 境 整 備 課 長 | 小 林 昭 洋 | | |
| | 税 務 課 | 木 下 孝 二 | 環 境 整 備 課 | 林 田 裕 一 | | |
| | 農 委 事 務 局 長 | 大 石 浩 文 | 農 林 課 長 | 久 保 日 出 信 | | |
| | 会 計 室 | 上 村 由 美 子 | 農 林 課 | 水 田 寛 明 | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|-------|---|
| | 一般質問 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 受理第1号 | 多良木10区の1の道路の拡幅及び側溝設置等の改良について |
| 受理第2号 | 黒肥地3区大園下地区生活道拡幅について |
| 受理第3号 | 道路改良についての陳情書 |
| 受理第5号 | 「県立多良木高校廃校後跡地に町立多良木中学校と県立球磨支援学校高等部の同一敷地併設開校事案」に対する要望書 |
| | 多良木町議会議員の派遣について |

開議の宣告

(午後 1 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席委員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者ありなし)

○議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長(村山 昇君) それでは、日程第 1、一般質問を行います。3 番中村正徳君の一般質問を許可します。

3 番中村正徳君。

中村正徳君の一般質問

○3 番(中村正徳君) 改めまして、こんにちは。現在、多良木町には土砂災害警報が発令をされております。8 時 15 分に多良木町では、土砂災害区域地区に対しまして、避難勧告が発令をされておりますが、現在も継続中でございますけれども、一般質問をいたしたいと思っております。

また、各課の担当の職員におかれましては、今現在、被害状況等について調査をされているということでございますので、被害の出ないことを願いながら一般質問をいたしてまいりたいというふうに思います。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず町長施政方針について、町長は就任以来 2 回目となる平成 30 年度の施政方針を述べられておられます。

今回、述べられました施政方針の各項目ごとに取り組みについて伺いたいと思っておりますが、大体、九つからの内容になっているのではないかなというふうに思いますので、その項目ごとに質問をしてまいりたいと思っております。

町長は常日頃から鉄は熱いうちに打てということをよく述べられておりますので、まだ熱いと思っておりますので、順次質問をいたします。

今回の施政方針は、先ほども述べましたように九つの項目からなっていると思っておりますので、1 番目に述べられておりますのが、私が冒頭申しました今、土砂災害警報が出ているということで町長も一番初めに、防災についてということで、災害はいつどこで起きる可能性があるのです、その備えを十分に整えておく必要があると述べられております。

まさにそのとおりだと思います。

以前から多くの議員からも防災の拠点となる防災センターの建設の重要性を唱えられておりますが、このことに対しましては現在どのように協議がなされているか、まず伺いたいと思います。

○議長(村山 昇君) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) はい、防災センターについてでございますけれども、この防災センタ

一の重要性は十分に重要性について認識をしているところでございます。

しかしながら、公共施設の新設につきましては、将来を見越し慎重に考える必要もあるというふうにも考えております。

この防災関係につきましては、防災行政無線のデジタル化整備を本年度から予定をしております。

また、上球磨消防組合におきましても庁舎建設という大きな事業が本年度から実施をされます。

大きな予算を伴うものとしたしまして現在、検討しております多良木中学校の建設というものも控えているところでございまして、また、生涯学習センターと防災センターの併用した施設というなこともこう上がってきてまいりましたので、具体的な協議についてはこれからということになるものでございます。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） 中村議員には、前回の議会だったと思うんですけども、国県の有利な補助があれば、防災センターというこういった考えも検討の俎上に上がってくるものと思いますというようにお答えをしております。

先ほど総務課長も申しましたように、確かに、現在ですね、いろんなところで災害が起きています。

昨日もですね、非常に近畿地方において、大きな地震があったと、マグニチュード 5.9 だったですかね。で、震度 6 弱ということでもう今現在 5 名の方が亡くなっておられるということで、阪神淡路大地震がちょっと記憶に呼び起こされるわけですけども、熊本におきましてもですね、熊本地震がありました。

それから去年は九州北部豪雨がありました。

それから天変地異という意味でいえばえびの高原でですね、4 月 19 日に噴火が起きております。警戒レベルが非常に引き上げられておりまして、えびの市では火口から 2 キロ以内をですね、立入禁止にしているということ、それからこの噴火が 1768 年ですから 250 年ぶりといいますかですね、享保年間以来の噴火であるということ、いつどこで何が起こるか分からないというのはほんとにまさにそういう天変地異も含めていろんな災害が今起きております。

ですから私自身、私たち自身もやはり今日もそうだったんですが、避難をする場合には避難経路、避難場所、避難経路、そして避難の時に所持していくもの、そういったものを常々心がけておかなければいけないというふうには思っております。

防災拠点の整備ということになりますと、これは過疎債を使ってということに多良木町の場合なると思うんですが、財政的にも今、なかなかいろんなことをやっております、先ほど総務課長今言いましたように、上球磨消防組合の新庁舎の建設があります。

それから中学校の新築というものも今、日程に上がってきておりますし、今度防災行政無線のデジタル化ということで、こちらの方にも少し財政的にも負担をかけるということで、今まで、前々回の議会より、議員の方もいつこられた生涯学習センターですね、これと、これと防災拠点を合わせたような組み合わせで何かできないかというふうなお話も皆さんからいただいているところですので、一応、一段落現在の当面の日程に上がっているものが一段落した段階でというふうにも考えておりますが、今、生涯学習センターと防災拠点施設に関するですね、庁舎検討委員会を開くということにしております。

こちらの方で少し論議をして、時期とかそれから試算も含めて検討させていただきたいというふうによりしくお願いします。

○議長（村山 昇君） 3 番。

○3 番（中村正徳君） もうちょっと私の 2 番目の質問まで入っていただいておりますけども、そ

の必要性っていうのは十分に理解しているけども、財政的な問題もあるからというような答弁でございますけども、そのようなことを言っている猶予はないんですよ。

いつどこで起きるかわからないというようなことも述べられております。

250年前の話もされましたけども、災害というのはいつ起きるか、どこで発生するかもわからないわけでございますので、まさに、本日の警報もそのとおりだと思っております。

そういう考えからしますとやっぱりこれはスピード感を持ってですね、早急に取り組む問題だろうというふうに思っていますので、時間があれば総務課長の方にですね、財政的なこともお聞きしたいなというふうに思いますけども、国の方もですね、余剰財源といいますか、あまり金をため込んでおくとそれだけ地方交付税というものは少なくなりますよというようなことも言っているわけでございますので、多良木の財調、調整基金にしましても私は余裕があるというふうに思っています。

ですから、デジタル化もそうしなきゃいけないだろうと思いますし、中学校の建設の問題もあると思います。

財政的なことはあろうかと思えますけども、そういうのも一緒にセットにしながらですね、考えていかなければいけない問題だろうというふうに思っていますので、ぜひスピード感を持っていてもらいたいというふうに思います。

その中で少し町長も述べられましたけども、防災の拠点整備施設整備につきましては、専門的知識を有した人材を配置した複合的な施設として検討したいというふうに述べられております。

この複合的な施設といいますと私のあれからしますと生涯学習センター建設などの組み合わせ、防災センターとの組み合わせそういう複合施設という考えを持っております。

そういうことで専門的な知識を有した人材を配置した複合的な施設として、これから先も考えていかれるかどうか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） 前回の議会の時だったと思うんですが、議員のご質問に対してお答えしている部分があります。

いろんな市町村で自衛隊を退職された方とか今回も警察署長の方、県内の町村に危機管理ということで職につかれていますけれども、こういった部分も考えていければというふうに思っておりますというふうにお答えをしております。

確かに、いていただければ一番いいと思いますし、先ほどのご質問に対するお答えの何ていうですかね、補足としてはやはり優先順位としては一番高いと思うんですよ。

こういう防災関係の施設というのはですね、災害発生時に特に大規模地震が発生したり、行政の業務を継続するうえで本庁庁舎に代わる代替庁舎が必要ということであれば、防災センター建設については他の施設の複合性を含んでの検討課題ということで今議員も言われましたけども、そういう形で考えていきたいというふうに思っています。

専門的な知識を有する方を配置するという事は、これは財政的な部分にも関わってくるんですが、そういう方がいていただいたら一番いいというふうに思います。

今、職員の方もですね、研修等々で随分防災関係の職員も今研修をやっておりまして、大体一般的なですね、平均的なノウハウは持っております。

ただ、専門的な即時対応といいますか、何かが起こった時にすぐ動いてどういう対応をとったらいいのかっていうふうな部分の判断はですね、まだそういう事態が起きていないのでその部分についてはまだまだ不十分だと思いますが、今2回ほど、防災関係の研修会を研修センターの方でさせていただいております。

そういうものを含めれば、例えば、振興局の専門の職員の方、あるいは県庁にもそういう職員の方がいらっしゃいますので、そういう方々の研修会を開きながら、そしてまた、必要

な時にアドバイスをいただきながら当面はそういう方を配置するというのはちょっと難しいかなと思いますので、本当はいらっしゃった方が一番いいとは思いますが、そこはまた、検討の課題とさせて頂けばというふうに思っております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）私は専門的知識を有した人っていうのはですね、職員の方でもですね、いいと思うんですよ。

外部からというわけじゃなくてですね、内部の中にもそういう人たちそれで複合施設っていうことをちょっと明確に複合施設の中に入れるんだっていうことを答弁いただいておりますけども、前回のところでですね、そういう複合施設ということで理解をいたしておりますが、その複合施設の中で先ほど言いましたように私は、生涯学習センター建設の中にといいような私の思いがあったわけですけども、今回、その生涯学習センターの実施計画、町総合開発計画の中の実施計画から外されております。

その中で同僚議員からも質問があった中で、1回リセットしたいんだというようなことを話をされておりました。

リセットというのはどういう意味かなと思ったら初期化の、初期の状態に戻すというようなことですので、元の位置に戻して1回白紙の状態に戻して、また、考えたいというような文言のようでございますので、その中でリセットっていうことには必ずまた、リセットボタンというのがありまして、復帰ボタン、また再稼動するだけのボタンがついているんじゃないかなと思いますけども、そのボタンはあるのかどうか、もし押すとしたらいつごろ押されるのか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）はい、先ほど申しましたが今もう既に動いているプロジェクトというのはあります。

ただ、そのあとの優先順位からすれば非常に大きな部分を占めるのだと思います。

で、リセットということは今まで蓄積したいろんな皆さん方の提案をもう1回、この防災センターという話が出てきておりましたので、一つは生涯学習センターは生涯学習センターだけで今までずっと考えられてきたんですね。

その複合施設という意味でこれからどうなのかっていうことを検討していくそういう意味でのリセットというにお考えいただければというふうに思っております。

先ほど申し上げましたが、庁舎内でもですね、課長の課長会等で出される意見の中には両方あるんですね。

どちらに重きをおくかということはまだ足元が定まっていないという部分もあります。

ですから検討委員会を今度立ち上げますので、庁舎内検討委員会なんですけど、それで今までのいろんな皆さん方からいただいた生涯学習センターに関するご意見、そして防災の、防災のための施設も含めてどういうふうにしていったらいいのかということこれから検討させて頂けばというふうに思っております。

優先順位としては非常に高いものであるというふうに認識をしております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）私は時期的なことですね、町長が就任している期間内、あと2年ありますので、来年はリセットボタンをしたいんだとかですね、というようなことをお聞きしたかったんだというふうに思いますけど、優先順位があるということでこの生涯学習センターというものも優先順位が近い、上の方に上位にあるんだなっていうことは大体ニュアンスでわかりましたんで、次回質問する時にはですね、リセットボタンはいつ押すんだということを明確に答弁いただきたいというふうに思います。

今回、防災についてお伺いをしておりますけども、災害時というのはあらかじめ避難経路、

場所を確認し非常用持ち出し袋の準備などを備えて、備えなどを備えを十分に整えておく必要があるとも述べられております。

多良木町防災計画書の中にも避難場所、避難経路が示されております。

また、全世帯に対し、防災マップも配布をされておりますし、先日、全世帯に非常用持ち出し袋も配付をされております。

備え対策は私は大いに評価できると思いますが、昨日、同僚議員の方からもですね、援護射撃をしていただきましたけども、久米地区住民の避難場所が久米地区には1箇所も指定がされておられません。

私も毎回、質問をいたしておりますが、今回、老朽化、耐震強度不足などの条件によりまして、久米地区の公民館拠点施設として新築をしていただきましたが、避難経路の整備がなされておられません。

進入路の整備はできないか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）はい、久米公民館が改築整備されまして、今年の7月末に竣工式が行われます。

これによりまして、人吉盆地南縁断層には注意しなければなりませんけども、災害時の久米地区の避難所として十分活用が図られるものと思います。

今年の地域防災計画にはまだ掲載はしてありませんでしたが、今後竣工終わりました後は地域防災計画の方にも載せていければと思うところです。

避難道路が整備されていないということにつきましては、この竣工後にですね、現地を調査させていただきまして、また公民館として、またこう避難場としても機能が十分発揮できるように対応していきたいと思います。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）今後対応していただくというなことで安心をいたしておりました。

私はもしそういう答弁がなければですね、これ自主避難だとか一時避難っていうのはですね、今、避難勧告も出されていますが、そういう時には自主避難であったり一時避難という時であれば、庁舎内とかですね、今指定してありますところに町民体育館なり、庁舎内なりに自主避難はできると思うんですけど、自主避難した後にですね、仮設住宅ができるまでとかですね、車の中での避難をしている時等々の炊き出し等々いろいろやる時には、ここの久米公民館を久米の方々には使っていただいて、あすこからいろんな情報を発信していただければということで質問をしようかと思っていましたけども、一応、そういうのも今後7月末に久米公民館の落成式がありますんで、その後、調査をしていただいて、そちらの方の整備の方も検討していきたいということで、是非、そちらの方も考えていただきたいというふうに思います。

また、総務課長の方からは南縁断層の方の話が出ておりましたけども、ややもすると南縁断層が公民館、それから久米小学校の上に走っているような話をされる方がいらっしゃいますけども、南縁断層っていうのはもうちょっと上の方、山つき側の方にありまして、久米小学校であったり、久米公民館がこの避難場所に指定されていないのはそこまで入る進入路の橋なんですね、橋が昔のままの橋を今ちょっと補強して使っている。

昔の石積みのめがね橋といいますか、あれを利用しての橋だもんですから、強度が足りないということですね、この橋が原因なんですよね。

ですから、このことも一つの避難場所になっていないんですけども、そこいらも今後検討していただいてですね、橋のあれ進入路、それから避難経路と小学校も十分使われるようになっていくのかなというふうに思いますんで、自主避難であったり、一時避難は私もこういう多良木町の中心部に来て、それで避難されても結構だと思いますけど、その後の避難場所

としてはですね、そういう久米小学校のグラウンドであったりとか、公民館、久米中央公民館であったりとかを是非、避難場所として使えるように整備していただきたいと思っています。

次に述べられておりますのが、森林整備についてでございます。森林環境税（仮称）だろうと思いますけども、ついて述べられております。

国土の約 78 パーセント、正確には 68 パーセントが日本の国土の森林でございますから、森林の整備を行うことは環境の面でも重要なことだと思います。

森林環境税の内容につきましては、詳しく町長の方から施政方針の中に述べられておりますので、割愛をしたいというふうに思います。

また、昨日の同僚議員の方から質問がなされておまして、同僚議員の方は林野庁の方に直接見解も聞いておられるということでございますが、私の方は林野庁までじゃなくて多良木町のことでございますので、担当課の方へ質問をしてまいりたいというふうに思います。

この環境税というのは平成 36 年度環境税というのは導入されるわけでございますけども、31 年度、来年度から譲与税が交付されると聞いておりますが、まだ来年のことですよ。

取らぬ狸の皮算用ではありませんが、もしこの環境譲与税の交付金が確定した場合、本町にはどのくらいの交付金が交付されると試算されておりますか、もし試算されておられたら伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） お答え申し上げます。新たな森林経営管理法が成立いたしまして、平成 31 年の 4 月から施行されることに合わせまして、31 年度から森林環境譲与税が配分されることになっております。

初年度におきましては、国の譲与税の総額が 200 億円というふうに見込まれておまして、市町村への配分額は、私有林の人工林面積または林業就業者数、また行政人口などを基準に計算をされるということでございまして、県の方で示されました 31 年度の本町への配分の試算額につきましては、1,300 億円というふうな数字となっているところでございます。

すいません、1,300 万円でございます。間違いました。訂正します。1,300 万円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君） 3 番。

○3 番（中村正徳君） 1,300 万なら妥当な金額かなと思います。1,300 億来たらですね、何しようかなと思ったんですけどですね。

これにつきましては、森林面積それから人口であったり、森林従事者の数によって、県の方で振り分けられるってということで、この 1,300 万でもですね、毎年、今からいただけるものでしょうからこの 1,300 万はどのような目的に使おうと思われているか伺いたいと思いますけど。

○議長（村山 昇君） 久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君） この税でございますけども、まず森林環境譲与税でございますが、これにつきましては、市町村が行います間伐とか人材育成、担い手確保、木材利用の促進でありますとか、啓蒙普及等の森林整備、その他促進に関する費用に充てると。

また、平成 36 年度から始まります森林環境税におきましては、新たな森林管理システムを円滑に進めるための現場、地域の実情に応じた取組みに関する費用に充てるものということで一応規定がなされております。

本町におきましては、まず昨日も申しましたように森林所有者への森林管理移行調査がありますので、そちらに対する経費というのがまずが入ってくるかと考えております。

また、その後の森林所有者からの委託を受けた時の町が主体となって行います間伐であり

ますとか、作業道整備などの森林整備費用とまた、担い手等の林業者育成費用のための研修、そして公共建築物への木材需要促進などが考えられるというに考えております。

以上です。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）今、課長を言われたとおりですね、水源の涵養であったり、土砂災害の防止、荒廃した森林の整備であったり、担い手確保、人材育成、木材の利用促進ということを使っていきたいということでございますので、先ほど言いましたように森林の面積であったり人口であったりとか多良木町の人口であったり森林従事者の数であったりということでございますので、ぜひですね、この担い手の方にも力を入れていただいて、この森林の従事者の確保をしていただいて、そして、数多くの森林環境譲与税を少しずつでも多くもらえるようなことですね、多良木町の森林整備に役立てていただければというふうに思っております。

今回の施政方針の中と申しますか、多良木、広報たらぎには県の取組みとして、水とみどりの森づくり税ということが記載をされております。

多良木町の取組みについて答弁を願いたいと思います。

○議長（村山 昇君）久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）水とみどりの森づくり税でございますけども、本税を財源といたします熊本県水とみどりの森づくり推進事業がございます。

この事業メニューの中に癒やしの森整備支援事業というのがございまして、そちらを活用いたしまして今現在、妙見野自然の森展望公園の木柵の修理を継続的に行っておりまして、こちらにつきましては、平成28年度から実施をしているとございまして、本年度完了見込みということにしております。

また、今後は同じ妙見野の自然の森展望公園内での遊歩道の補修でありますとか、森林環境整備への取組みを要望を行いたいということで、県と今交渉をしているところでございます。

また、久米地区の住民の方々から地元の森林内での遊歩道整備や花木の植栽などの要望等も出てきておりますので、団体等によります森づくり活動支援事業メニューの活用によりまして、取組みができないだろうかということで、県の担当者も交えまして、説明会等を開催して、今現在事業の検討を行っているところでございます。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）こちらの取組みとしましては、妙見野の森自然公園の私も見に行きましたけど、木柵の方ですね、やっていただいております。

また、課長の答弁の中にもありましたけども、遊歩道の方がですね、かなり今現在、余り使われないような、使いたくても使えないような状況下にありますので、ぜひですね、こちらの方は、皆さん方の税金の中に入っている金ではございますけども、県民1人当たりに500円徴収をされております。

町県民税、多良木町の町県民税の中にその金が入っているわけでございますけども、なかなか自分たちの税金の中も、中身までよく見ていませんのでですね、わからない方もいらっしゃるかもしれませんけども、こういう500円の、企業はまた別で1万円とかですね、徴収がされて、なされていますけど、こういう金が県税として、町県民税の中に徴収がされております。

また、昨日、昨日はですね、同僚議員から言っておりましたけども、球磨中央森林組合管内、人吉、錦、あさぎり、山江では、スマート林業というのが開催されているという質問がなされておりました。

これには球磨中央地域林業活性化協議会というのを発足されているわけでございますけども、この内容についても先ほどから、昨日から話があったおりましたけども、林野庁の補助

事業として補助額が3,000万円、ICTまあドローン等々を使ってですね、地理空間情報などを活用した森林整備の効率化や省力化を目指すということで行われているわけですが、それからすると上球磨管内、上球磨地区でのそういう動きは現在ないのかどうか伺いたいと思いますけど。

○議長（村山 昇君）久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）お答え申し上げます。今回、球磨中央地区の林業活性化協議会が発足いたしましたので、こういう地理空間情報とかICTを活用したスマート林業の事業が活用がなされていこうということでございます。

上球磨地区におきましてはですね、今ところの動きについてはないのが現状でございます。

航空レーザー測量によります樹高とか材積等の立木情報でございますとか、山の起伏等の地形をデータ化するようなことを行いまして、作業の効率化をすすめることは大変有意義なことでございますので、今後いろいろ期待をしていきたいというふうに考えておきまして、今後、これを行いますにはやはり多良木森林組合、また、上球磨森林組合との二つの協議会、また、3町村との連携が必要になってくるかと思っておりますので、こちらの情報につきましても今後、関係機関、また行政との情報交換を行っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）是非ですね、上球磨の地区、多良木、湯前、水上の方でも、この林野庁の補助事業というものを活用していただいて、省力化であったり、森林施業の効率化を図っていく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ事あるごとに働きかけをしていただいて、この取組みをしていただくように、働きかけをお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間がかなり残っていますのでですね、ちょっと割愛しながらいきたいと思っています。

次に、少子化高齢化社会の対応が述べられております。このことにつきましては、町長も既に二の矢、三の矢とさまざまな施策をスピード感を持って講じられております。

まだ、効果が十分に出ているのかどうかというのはまだわからないところでございますけども、少子化対策、子育て支援、高齢者、福祉の充実、移住定住、地域おこし協力隊の取組み等々についても、行っておられます。

私の政治理念といたしましても一緒の考え方が多い分がありますので、私もこの問題につきましては今後とも町長の取組みを重視しながら、私なりにまた、一般質問等も行っていきたいというふうに思います。

この項の中は評価をいたしているところでございますけども、この中で住民主役の地域づくりについて述べられております。

行政区の統廃合が取り沙汰されている中で、今後の自治会と地域活動の役割を再考、再検討する時期に来ていると考えていると述べられております。

自治会、区長会では現在、どのような論議がなされているか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）行政区の統廃合につきましては、自主的な統合というのが現在までは至っておりません。

本年度、企画観光課で通称元気な地域づくり補助金を創設いたしました。

その交付対象として行政区の統合に関する事業がありますけども、現在、その目的での申請はあっていないというなことでございます。

去る平成28年2月の区長、議会、執行部の懇談会におきまして、行政区統合の案件が出されたことがあります。

その時、一部の区長からはですね、区の統合は町主導でなければ進まないというような意見もありました。

現在一部の区では話し合いが持たれているところもあるようでありまして、月曜日の質問でも答弁いたしましたように、本年度、第3次行政改革大綱の検証とあわせまして、新たな行政改革について検討をすることとしておりますので、その中で、行政区の再編案というのもこう示して、各行政区の方に提案できればというふうに考えております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）そうですね、今、総務課長答弁されたようになかなか自主的な統合というのはですね、その自治体では難しいのかもしれないと思うんですね。

町長も昨日の答弁の中でありましたけれども、10世帯から280世帯の世帯数もあるんだというようなことですね、小さいところは10世帯ぐらいの自治もあるということなので話をされておりましたけれども、やっぱりここにはやっぱりやっぱ行政が中に入ってですね、そしてやっついていかないとなかなか前に進まないのかなというふうに思います。

地域活動支援補助金というのが10万円出されるっていうことで、10件の100万円予算計上されておりますけれども、なかなかこの金だけでですね、統廃合の話しませんかといっても前に進まないんじゃないかなという気がいたしますので、是非行政がやっぱり中に入ってですね、一緒に、その地域の方々とひざを交えて話をしていくとその話も進んでいくのではないかなというふうに思います。

そういう自治体が自分たちでその自立していく活動ができる、することが困難な地域、いわゆる限界集落と言われる地域があると思うんですね、この地域におきましてはやっぱりいろいろな諸問題があるのはあると思うんですね。

地理的な問題があったり、日ごろからの隣との付き合い方であったり、習慣行事の違い、こっちの行事とこっちの行事は違う行事のところがあるなどさまざまな原因があって、なかなか一つになるっていうことが難しい時期があると思うんですね、その地域の人たちが当面、自治活動がスムーズにできるような集落支援員の配置、集落応援隊の充実というのはできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）集落を支援する方ということのご質問ですが、先ほどのその前段の質問にちょっと触れさせて頂ければと思います。

おっしゃったように確かにその行政区の統廃合今47行政区ありますけれども、その統廃合、それぞれの区にそれぞれの基金とか積立金とかですね、そういうのがあったり、行事があったり、今、おっしゃいますように文化的な措置もそれぞれ違うところもありますので、なかなか難しいなというふうに思っています。

待っていてもだめなのかなっていう感じはしておりますので、28年に1回そういう問題提起があったというふうに聞いておりますので、これは街中の区長から区の方に入ってきていただければというふうなお話も区長会の時に、個人的なお話として伺いましたので、1回検討してもいいのかな。

町の方が積極的にコミットしていくといいますか、そういうことでもしできるものならですね、そういう時は、逆に大きなところよりも小さなところの方がまとまりにくいのかなという感じもしておりますが、そこはちょっと検討させていただければというふうに思っております。

後段の方の集落支援員につきましてはですね、これは集落支援員という名前であれば、確かこれ確認しないといけません、総務省の方からの財源の手当ても交付税であるというふうに聞いておりますので、その集落支援員を配置する基準ですね、高齢化率がどのくらいあるとか、人員がどうなるとかそういうのをまず町の方でちょっと検討させていただいて、

どういふふうな状態になった時に集落支援を配置するのかというまた、そういうそれに照らし合わせて地区からの要請等々があればですね、やっぱりここは集落支援が必要であるとかそういうのがおのずから決まってくると思いますので、まずは基準をちょっと作ってみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）是非ですね、その条件整備っていうのをまた検討していただいて、できる可能であればですね、そちらのいわゆる限界集落と言われるような地域、区の支援ができないかどうかというのを検討していただきたいというふうに思います。

次に、農業安定化への支援が述べられております。今回、田園回帰という言葉を使っておられますが、私は原点回帰という言葉を使わしていただきますけども、多良木町は1次産業の町であったと思います。

農林業、畜産業の発展が商工業をはぐくんできたと思います。

農業法人たらぎ大地設立支援、農業用機械の導入補助、農業機械の導入経費補助、農地利用集積化、担い手育成確保、畜産業の育成、優良素牛助成、酪農家の搾乳者の補助などが述べられております。

既に助成等が行われておりますが、国の農業施策に農業の形態も大きく左右されると思います。

強い農業、稼げる農業を育てていくには、JA、農業法人、各種農業団体との連携を図り、農業所得の向上を目指すべきだろうと思いますが、この各種団体との横の連携はどのように図られているのか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）横の連携ということでございますけども、JAの各生産部会でございますとか、各種団体との会議、また総会等におきまして、部会ごとの課題または支援要望等の意見交換を随時行っているところでございます。

また、町の諮問機関でございます多良木町総合農政推進協議会の中では、JA、農業委員会、認定農業者、各生産部会の代表者によりさまざまな課題協議を行っており、支援対策についてもいろいろな助言をいただいているところでございます。

このような協議を経た中で、町の単独事業といたしまして、先ほど議員申されましたように畜産振興に関しましては、自家保留牛に対する助成事業の取組みでありますとか、本年度からの振興作物に関しまして農業機械等の導入支援事業、また、果樹等の被害防止のための鳥獣被害防止策の事業を設けるなどを行いまして、関係団体との緊密な連携支援を図っているところでございます。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）各関係団体との連携は常に諮っていらっしゃるということでございますんで、その中で今答弁の中でJAとの連携も図っておられるということでございますけども、このJAに対しまして、営農に対する取組み方、販路拡大、ブランド米などの産地間競争に強い農産物の開発等については、一応JAとの協議はなされているのか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）営農に関する取組みでございますけども、昨年度はご承知のように15の集落営農組織を再編統合いたしました農事組合法人たらぎ良木大地の設立に当たりましては、JAと行政が連携をいたしまして、設立準備委員会または集落座談会も一緒に加わりまして、さまざまな支援を行ってきたところでございます。

また、新たな農産物の普及とか産地の特色を生かしました販売促進活動などにつきましては、JAの営農指導が中心となって行っている、展開されているところでございますけども、

各生産部会、各種会議の中でJAとの情報交換等を行っているところございます。

例えば今回、JAが産地化を推進していく品目といたしまして、ズッキーニがございませうけれども、これにつきましても本町の振興作物に追加をいたしまして、水田活用産地交付金の支払い対象作物にするなど作付面積の拡大や促進の支援を図っているところございます。

また、施設の整備計画等ございます時には、補助金等による支援などもありまして、さまざまな機会を通じまして、情報交換を行い連携を図っているところでございます。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）そうですね、私はやっぱりJAがですね、やっぱり私は農業の一番の販路も持っているだろうと思いますし、それから取扱う農産物の取扱量も一番農協が一番大きいのかなというふうに思いますんで、ぜひこのJAとですね、連携をとってもらって、今度できましたたらぎ大地との取組みも一緒にしながらですね、この中で多良木町の農業の推進というものに諮っていただければというふうに思います。

今年度、2018年度で米の生産調整が廃止されるってということで今後におきましてはですね、米の生産が自由化されるというようなこととございますんで、この中からいろいろと独自に売込みをしていかなければならないということになるかというふうに思いますんで、こっちの方でもくまさんの輝きというブランドの中でですね、品種を作付けを2018年度からされていくようなこととございます。

この育苗につきましては、あさぎりの方でのJAのくまの方で育苗されているということとございますんで、多良木の方でも何軒の方々がこの銘柄がいいですか、登録銘柄くまさんの輝きというのを植えていかれるんじゃないかなというふうに思いますけれども、それはそれといたしまして、やっぱりその連携というものは十分図っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それで地方創生推進交付金事業の中で、ブランド米の事業を多良木町しごと創生機構が行っておりますけれども、このしごと創生機構の中で、将来的にもブランド米の事業というのは、存続していかれるのかどうか伺いたいと思いますけど。

○議長（村山 昇君）岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君）はい、お答えいたします。地方創生推進交付金事業におきまして、議員申されました米のブランド化に取り組んでいるところでございます。

事業を進めていく中で稼ぐ力が発揮され、事業推進主体が自立していくことということが将来的に国からの交付金に頼らず、自走していくということがこの交付金の採択における大きなポイントというふうになっておりまして、しかしながら、本当に自立していけるのか。

また、継続するとしたらどのような経営の仕方が望ましいのかということにつきましては、今後、機構の中にもJAから入っていただいておりますので、情報交換をしながら31年度までの事業となっておりますから、今年度中にはその将来の方向性を決定していきたいというふうに思っております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）来年はですね、ぜひ決定していただいて、こちらの方でしごと創生機構の方では29年度が1.5ヘクタール、7戸の農家の方々という説明でございます。

また、30年度、本年度におきましては3.16ヘクタールということで13戸の方々がそれに取り組みをされているってこととございますが、残念ながら収量、見込み収量というのは、昨日は述べられておりませんでしたけれども、3.16ヘクタールですからそれなりに計算してみますと、何表できた何表で何表っていうことは大体わかるわけとございますけど、そこんところはまた今後聞くとしまして、私はこのしごと創生機構がですね、採算性も注視していかれるということとあったとしても早めにですね、農業法人のびるという方が牛島地区ではされておりますんで、そちらの方にですね、早めに移行してのびるの方でこちらのブ

ランド米の方もですね、一緒にやっていっていただく。

それと先ほど言いました連携の中でJAはたらぎ大地の方とまた連携をしながら、ブランド米の生産を行っていくということですね。

両方がみんなが一緒になってやっていけば、どうも私は多良木しごと創生機構これがいつまでもこういう事業をですね、やっていくのはちょっと難しいのかなというな、これ私の私見でございますけど、そののとも踏まえてですね、検討をぜひ検討していただければというふうに思います。

時間がちょっと押しておりますけども、ここはあと1項目いきたいというふうに思います。

次に、多良木福祉計画及び障害者福祉の推進を図っていくと述べられております。障がい児児童は年々増加傾向にあります。

本町には県立球磨支援学校、町立多良木学園があります。多良木学園障害児入居施設これは宿泊施設でございますけども、町立での運営は全国でも唯一というようなことだそうです。

この施設が民営化、指定管理者に移行されようとしております。

第四次多良木町障害者福祉計画及び第1期多良木町障がい児福祉計画が策定をされております。

多良木町は福祉のまちづくりに取り組んでいることをアピールするためにも、この後に述べられております多良木高校跡地利活用の中にも球磨支援学校の一部を移転させ、中学校と特別支援学校の生徒と一緒に学ぶ教育環境を整えることが必要であると要望書を県に対し、5月2日に提出がなされております。

このことからしますと多良木町では、以前より、昭和43年でございますけども多良木学園を開設しております。5月の26日には50周年式典が開催されたところでございますが、このことを県に福祉のまちづくりに取り組んでいることをアピールする絶好のチャンスだと私は思います。

今、あえて民営化、指定管理者の移行を急ぐべきではないと思いますが、このことについて町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君）町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）はい、前振り担当課の方に思ったんですが、もう直接お答えした方がいいかなと思いましたので、多良木学園の民営化については、先日、6月5日に開催をしていただきました全員協議会の席でまずは指定管理者ということで運営をさせていただければということ、そういうふうにお願ひできないだろうかというお話をしました。

今、議員の言われるその福祉を主体とした障がい者にやさしいまちづくりというのは非常に共感できる言葉であると思います。

私が現在の職につきましてから、何とかしなくてはならないというそういうふうにならずと考へておりました件が幾つかありました。

それは数年から数年前からですね、町の懸案事項として、複数の議員の皆さんからいろんな形で、私も議員をしておりました時からいろいろ質問をいただいていた項目なんですけど、一昨年、一昨日の議員のご質問の中にマネジメントの話が出ておりました。

事業をマネジメントしていくという視点は、これからの町の財政の状況等を考える時にですね、非常に、重要な視点というふうになってくると思います。

町が関与している施設、あるいは、例えば、会社の経営、または業務全体の管理については明らかに採算はとれないんだけど、しかし、住民の皆さんのためにそれが必要であるという判断ですね。

全庁的な暗黙の了解ができていけるものであれば、それはやむを得ないという共通認識を得ることができると思います。

それは例えば、くま川鉄道株こちらにも相当な負担金を町が出しております。そういう公共

交通機関ですね。

それから例えば、えびすの湯こちらもたくさんの方が利用していただいていると、4,000万を超える不採算部門が出てきておりますけれども、それから堆肥センターですね、こちら耕畜連携という意味と農家の方々に利用していただくということで、やはりこれは必要であるというこれは今回の議会でも皆さん方からそういう同じような認識をいただいたところで

す。

そういう立場に立つならば、多良木学園には確かに福祉に優しい町、ずっと宮元町長時代から続けてきましたが、多良木町からは1人しか入所しておられないというのが一つあると思います。

しかも自治体直営の先ほど、議員おっしゃいましたように障がい児施設は全国でもただ一つであるということですね。

これは何を意味するのかと言いますと、他にあった多良木学園のような障がい児施設は廃止されているのか、あるいは民間に移譲されているのか。ともかく多良木町だけが孤塁を守ってきているという形です。

もちろん民営化ありきではないという前提のもとで、いつも全員協議会等では申し上げていますが、別の言い方をすれば、理由はよくわかりませんが、多良木町だけが制度改革に乗りおくれたということは言えるのかなというふうに思っております。

民営化になった場合は、国から処遇改善の加算がとれます。

指定管理の時にはこれとはとれないんですけど、実質民営化になった場合は、処遇改善加算がとれますので、現実的に給与面でもほかの施設と比較しました時にですね、給与面で少し多良木学園は開きがあります。

民営化に移行した場合の最も特質すべき労働条件の改善というのは、働く職員の方々の処遇改善が図られるということかと思えます。

そうであるならば若干遅きに失した感はありますが、そのあたりに民営化を前段階として、民営化の前段階としての指定管理者という方法が、方法をですね、そろそろ考えてもいいんじゃないかなというふうに執行部としてはそういうふうに思っているところです。

よろしくをお願いします。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） 私が今、町長の答弁を聞いていますと、デメリット私にはメリット、町長はメリットというような捉え方で話をされているんでしょうけども、ファシリティマネジメントの話もされましたけども、そういう中での経営的観点から見た総合的な判断ということでしょうけども、管理表だろうと思えますけども、私は全国に一つしかないからですね、それを前面にアピールするべきだということを言っています。

それから多良木町の児童数が1人だということでありましたが、人吉球磨の中の全体から考えてですね、球磨支援学校の高等部の話にしましても、多良木ばかりの話じゃないんですね。

人吉球磨全体を考えた時の話もしていかなきゃならないし、それから公営でやっていった場合には有利な交付金が受けられないんだとかですね、それから職員の処遇改善が図られないんだということでおられますけど、職員の処遇改善とかっていうのはですね、これは町の方が考えていってですね、どうしたら職員の処遇改善がするのかというのは、公務員のあれでも人勤っていうのがあってですね、そちらの方での給与体制も決まってくる。

そういう面からしますと、多良木町が運営している町が運営している事業所というのもやっぱり考えていくべきだろうと思っておりますんで、今、あえてそれを急ぐべきではないということをお願いしたいというふうに思います。

ちょうど時間が1時間経っていますんで、休憩をお願いしたいと思います。

○議長（村山 昇君）ここで暫時休憩いたします。

（午後 2 時 4 分休憩）

（午後 2 時 11 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番中村正徳君。

○3 番（中村正徳君）まだ相当台本が残っています。ちょっと急いで行きたいというふうに思いますんで、答弁の方もですね、私もなるだけ早口ではぱっといきながらですね、いきたいと思いますんで、答弁の方もよろしく願いをいたします。

次に、次世代を担う子どもとその保護者への子育て支援について述べられております。

町長はこれまで 18 歳までの医療費無料化、給食費の半額助成、子育て 3 点セット等々スピード感をもって対処をされてきておられますが、この問題が実施の時期の問題もあるのかもしれませんが、効果が出てくるのは今からだろうと思います。

さらに支援策として以前より要望しております子育て支援住宅の建設はできないものかというふうにお伺いをしようというふうに思っておりましたけども、これやっぱり前回、6 月 18 日に同僚議員の方から質問がございましたけども、公営住宅法の縛りがあるんだとかですね、それから一般住宅建設の設置要綱等々もあるんだということで、なかなか子育て支援住宅の建設はいろいろと問題があるということで話をされておりましたけども、その中で気になるのが P F I の方式での住宅建設という話をされました。

私が、以前、知っていた P F I というのは民間資金を活用した住宅の建設、それに行政が借上げをしてやっていくのかなというような考えの P F I 方式というふうに思っておりましたが、その P F I っていうの現在の建築方式というのはどういう方式か簡単に説明をお願いいたします。

○議長（村山 昇君）小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君）それでは私のからお答えいたします。まず議員がお尋ねの P P P、P F I の導入推進事業につきましてですが、簡単に申し上げますと、今議員がおっしゃいますとおり民間資金を町が活用するという概念があったかと思いますが、今私どもが考えておりますのが、やはりそういった自治体が悩んでいる地方では民間の数が少なかったり、もしくは市町村の財政が厳しいのがありますもんですから、今回の公営住宅の建てかえ等につきましては、民間のノウハウ活用を想定しております。

具体的には今のところまだ申し上げませんが、今年度、国の推進事業を 100 パーセント交付金によっていただく予定でありまして、早速ですが、7 月から基本構想の取組みにそのノウハウをどういうふうに生かしていくかという形で、またその決定が、中身が見え次第、皆さん方に全協あたりを通じてご説明したいと思っております。

○議長（村山 昇君）3 番。

○3 番（中村正徳君）民間のノウハウを利用して国の推進事業を活用してという事業というようなことですので、ぜひですね、この子育て住宅というのは私は必要だろうというふうに思っております。

町長も一軒家の空き家があった場合は、その空き家を借り上げてというような答弁がなされたと思いますけども、同じ同世代のですね、子育てを行っていかうと思っておられる方がないところに集まってですね、そういうところでやっていくべきだろうと私は思います。

そういうことの中によって、いろんな子育てに対する不安であったり、悩み事といいますかそういうことであったり、それから同じ行事に参加することによって子育てを一緒にやっていくことができるというようなことも必要だろうというふうに思いますんで、今後またこのことについてはもう一度、P F I 事業のことについても説明をされるということでありま

すんで、私たちもそのことを聞きながらですね、そしてぜひこの事業で多良木町に子育て支援住宅というものに取り組んでいくことができたらなというふうに思いますんで、これはまた次回にでもやっていきたいというふうに思います。

それでは、次に、移ります。

次には、企業誘致について町長は述べられております。

任期中には3社以上でしたかな。5社でした。何ですか、よく見えませんがこれですか。1社ですか。1社以上を誘致したいんだということで、テレワークによる企業誘致を行っていききたいというようなことでありましたけども、私はですね、地場産業の育成というのが大変必要ではないかなというふうに思うんですよ。

そのテレワークの企業も誘致企業の中の一つと言いますけども、私は地場産業の育成というものは一つの誘致企業だろうと思っています。

私の知っている人、私によく似ていると言われる方がいらっしゃるんですけども、その人は、以前奥さんと2人でですね、食品加工を運営されておりましたが、最近聞きますと、現在、パートさんも含めてですね、11名で仕事をされているということでございます。

これには町からの支援も補助金も一切なくてですね、2人が11名になったということですね、9名の方が今働いておられるっていうことで、これは本当に私は地場産業と言ってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、この地場産業について、時間がありませんので短く見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） 企業誘致、企業というのはつついですが、企業誘致のことを考えてしまうんですけども、そっちの方に意識が向きがちですが一、番大事なことはおっしゃるとおり地元の企業を大事にしていくというのが一番大事で、これは基本中の基本ではないかというふうに思っております。

多良木町には上向き産業の酒造元ですね、それからすそ野の広い各種の建設業、それから製造業、商工業、商工会に加盟していただいている数多の商店街等々たくさんの地場産業あります。

代表的な地元の企業の皆さんには多くが代々多良木町に住んでおられた方々が企業されて、今日に至っているというそういう意味でまさに地元にも最も密着した形で仕事をされている。

あるいは町の外部から仕事を持って来ていただいているという二重の意味でですね、大変重要な役割を果たしておられるんじゃないかというふうに思っております。

しかも企業としての法人税を納め、しかも固定資産税ですね、納めてそしてなおかつ地元の人を雇用されておりますので、その方々の会社の方々も多良木町に住みながら住民税を納めていただいているという大変ありがたい存在であるというふうに思っています。

また、多良木町の企業誘致、誘致企業としてですね、町の外から外部から多くの企業が来ていただいております。

多くのお誘いの中から多良木町を選んで来ていただいているっていうことですね、会社を設立していただいている企業の皆さんもまた応援していかねばならないというふうに思っております。

ですからこの地場産業の皆さんをですね、最も大事にしていかなければならないというのが今の執行部のスタンスであります。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） 町長の方もですね、地場産業についてはやっぱり育成をしていかなきゃいけないということで考えておられますんで、地場産業の育成のこともですね、一つの誘致企業という観点からですね、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回、町長が施政方針の中に述べておられました九つの項目について1項目ずつ聞きまし

たけども、時間がちょっと足りなくなってきましたんで割愛した部分がありますけども、また次回に、いろいろと質問をさせていただきたいというふうに思います。

次の質問事項に移ります。観光行政について、多良木町観光事業に今後どのように取組まれるか。観光協会との連携と観光事業の新たな取組みについて伺いたいと思います。

今回、施政方針には観光行政については述べられておりませんでしたけども、重要な施策と捉えて質問をいたしております。この項についても順次質問をしてまいります。

人吉球磨が一体となった日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会が理事会におきまして、3月末、正確には3月の29日に協定書が締結をされていると思いますけども、多良木町にも数多くの文化財が日本遺産に認定をされております。

これらの日本遺産を活用した観光事業を人吉球磨観光地域づくり協議会の中にどのように活用をされていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。ただいま議員申されました人吉球磨観光地域づくり協議会でございますが、今年の3月末に設立をされたものでございまして、地域資源を生かしたさまざまな事業を展開することにより、人や物の交流を拡大し、地域経済を活性化させることを目的としております。

今年度は春夏秋冬キャンペーンの各種事業の展開、それから観光地域づくり戦略の策定というものが主な事業の内容でございます。

日本遺産を活用した観光事業ということでございますが、これまでは人吉球磨日本遺産活用協議会の中で取組んできたものを今後において、戦略の中にどう盛り込んでいくかということについて、現在、関係者へのヒアリング等を行っているというところでございますので、それを収集分析しながら、観光地域づくりの戦略として盛り込む予定でございます。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） かかわり合いといいますか、連携の方法については答弁をいただきましたけども、この多良木町の観光行政といいますか、ほかの構成市町村からしますと多良木町の観光地となりうる箇所の周辺整備が余り整っていないような気がいたします。

例えば、観光地へのアクセス道路、案内版の設置、トイレ、駐車場の確保と十分な整備がなされておられません。

一例をとりますと今、この人吉球磨観光地域づくり協議会の中では、相良観音像をめぐりというものも中に入っているわけですが、多良木町の観音さんめぐりをした場合に、中に入っていた駐車場とかトイレは整備されているんですけども、その観音さんに行く道路っていいですか階段ばかりでですね、お年寄りの方は歩けないとかですね、それから中山観音堂をみますと中には駐車場整備がなされています。

トイレも整備されておりますけども、そこに入っていき進入路というのが整備がされておられませんので、大型観光バス等々が入っていきこうにも入っていけないという事で十分な整備がなされていないというような気がいたします。

そこでやっぱりこのことについては、案内版の設置であったり、そのアクセス道路の整備であったり、駐車場の確保等についてはどのような見解を持っておられるか伺いをしたいと思います。

○議長（村山 昇君） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。周辺の整備ということでございまして、確かに議員申されますとおり、相良33観音めぐりについては多良木町に2箇所あるわけですが、久米地区、特に、久米の中山観音につきましては、県道からの進入が大型バスは入れないというような状況でございます。

一方で文化財に詳しい方のお話によりますと、そういう進入路が狭いところも魅力の一つ

なんだと言われる方もいらっしゃいます。

この情報を発信する際にターゲットをどこへ絞ってどんなお客様をお呼びするのかということがそこに当たるのではないかということではございますが、これはその方も一つの意見だと思っておりますので、この周辺整備が必要であるということにつきましては、関係者の意見を拝聴させていただきながら検討を随時させていただければというふうに思っております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）魅力といえば魅力ですけどですね、いろいろと検討していただいて進めていただきたいと思えます。

ここで多良木町の観光事業と観光協会とのかかわり合いお聞きしようかなというふうに思っていましたけども、こちらについてもまた、次回にお聞きすることといたしまして、次の人吉球磨で多良木町の観光地をアピールするにはインパクトが不足しているように感じます。

観光事業に対する新たな取組みはないかということで上げておりますけども、もう私の方の私案の方を述べさせていただきます。

多良木町の観光となる、目玉となるまあ、がちよっと不足しているってということからしますと、水上であったりすると水上には温泉地があるんだとかですね、湯前でしますとグリーンパレスがあるんだとか、駅前のレールウイングがあるんだとかマンガ館があるんだとか、いろいろとこう言われますけども、多良木ではじゃあ何があるんだって言った時にですね、妙見野展望所があるんですよとそんなことした時に、皆さんがおお多良木町いいなどは思われるとは思いますが、じゃあ行ってみようって行った時、なかなかその観光の目玉となりますいわゆるランドマークというのが少し足りないんじゃないかなというふうに思っています。私はこの中に多良木の歴史であったり、文化であったり、史跡、文化財等を発信し、多くの観光客を集客すべき拠点をつくるべきだと思います。

その拠点となるのは、私は里の城というのを作るべきではないかなというふうに思っています。

この里の城っていうのは、今の里の城大橋のたもとにですね、本来の里の城というのはもうちょっと後ろの方にあるんですけども、あそこじゃ見えませんので、里の城公園のところに里の城っていうのをつくって、これを3層か4層建てにしまして、その1階には多良木町の特産品の販売所を作る。

それから2階は歴史コーナーとしまして、多良木の文化財であったり、史跡の案内、まあジオラマ等々を作って、焼酎の伝来のと蔵元の紹介等々しまして、その一番最上階の方には展望レストラン等を作りながらですね、喫茶軽食等のスペースとしまして、昼間は多良木町の大パノラマと夜は夜景を満喫していただき、次回は多良木の遺産めぐり太田家住宅、青蓮寺、旧白濱旅館、焼酎蔵元めぐりをしようという思わせるような観光行政を行うべきだろうと思っています。

そのためには里の城というものを作って、その中で、物産品を販売したり、するとそこがランドマークになって広域農道を通ってこられた方が、そこに看板を出しときますと1回そこによってですね、その中で、いろいろと見ていただいて、その中から、先ほど言いましたように、多良木町にはこういう遺産があるのかということを見ていただいて、そこから発信していくというようなランドマークが必要だろうと思っています。

決してドラゴンルートみたいな話ではありませんので、そういう捉え方ではなくてですね、この里の城というものを観光の核として考えられないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村山 昇君）岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君）お答えいたします。確かに、多良木町においては、これまで観光に関してビジネスにつながっているかといえばそうでもなかったというふうに思っております。

現在DMOに代表されます観光をいかにしてビジネスに結びつけるかというものを非常にこう大事なことであろうと思いますし、この議員のご提案いただきました新しいランドマークにつきましては、経済効果も見込める観光の拠点として脚光を浴びるのではないかとというふうに想像するわけでございます。

そこで課題となってきますのが、まず敷地の問題でありまして、現在の田代ヶ丘公園だけでは、当然、面積的には狭過ぎるのではないかとというふうに思います。

これを拡張するにいたりましては、土地を所有されている方の理解がまず必要であるというふうに思います。

それから仮に県道またぐということになりますと、その場合の安全対策も非常にこう大事でありますし、また何よりも重要であるのが、その資金、要するに財源をどこに求めるのかというところもあるかと思えます。

まずは、国や県の補助制度を調べさせていただきまして、立地的にも可能性があるかどうかから調査を始めたいというふうに思います。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） 確かにそうなんですよね。ところがそれを行っていた上にはですね、どれだけの経済効果があるんだということの前提のもとにですね、ご提案を申し上げているわけですけども、余りマイナス面から入って行ってしまいうというですね、なかなか先に進まないわけですね。

財政面が心配であるということもそうだろうと思いますし、それから敷地の問題がちょっと狭いんじゃないかとかですね、いろいろあるかと思えますけども、そういうことをクリアしていきながらですね、多良木町が将来、こういうとから観光の発信して、その中から集客をしてお客さんが入ってくる。そういうのを目指していくということが大切だろうというふうに私は思ひましてご提案をさせていただいているわけでございます。

多良木町にはですね、素材はたくさんあるんですよ。素材はあっちこっちにいっぱいあるんです。

日本遺産に認定されているのも五つの施設もありますし、それ以外のところも先ほど言いました観音さん等々もありますしですね、いっぱいその目玉はあるんですけども、それがなかなか生かされていない。

これでは人吉球磨観光づくりから大きく取り残されていくのではないかなというふうに思っております。

ですから、こういうことをですね、あまり負のマイナス面から考えるのではなくてプラス面から考えてですね、一度、やってみて多良木町にですね、ランドマーク、多良木町っていったらここから発信するんだっていう、町長はどうお考えになりますか。

○議長（村山 昇君） 町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） はい議員からは大変示唆に富むご提案をいただいております。

今、私がちょっと問題だなと思っているのは、人吉市はいろんな問題を抱えつつも私たち住んでいる人吉球磨、の球磨とは異なって、国宝青井神社があったりということで、そして温泉地でもあるということで、今、この地域の完成された観光地といいますかですね、そういう形になっています。

今回の職員を今、多良木町も派遣していますけれども 10 市町村の協議会を作っております。

それから民間の方も 2 人入っておられますけれども、これがですね、悪い方向にいったら、悪い方向にというか多良木町から考えてですね、いったら、また、人吉市をサポートするって、その郡が応援隊のような形になって人吉市だけがまた観光地として良くなるという可能性もあるんですね。

ですから、今議員がおっしゃった里の城ですね、こちらの多良木の交差点から広域農道まで道が一直線に続いていまして、実はこないだネットを見ておりましたらですね、夏目友人帳に里の城大橋が出ていたんですね。

そういうのでちょっと注目もされておりますので、例えば、これはそれをやるかやらないかというのは全然考えていないんですが、温泉センターから里の城大橋まで、片側か両側か、例えば、柳の木をばっこう植えて、あそこを言われたようにランドマークにするとか、そういう構想はあってもいいかなというふうに思っています。

確かに、先ほど課長が言いましたように生かされてないんですね、日本遺産をですね。ですから日本遺産の神社仏閣だけではだめかなという感じもしております。

ですから、例えば、猫とかうさぎで有名になっている島があります。

それから何ですか、築地あたりは路地にびたっと車を停めて、何ですかね、フェンダミラーをこうばっとうたんでいるところを外国人が写真を撮って喜んでいたりとかそういうのもありますので、何がその観光の目玉として有効に働くかっていうところはわからないところがあるので、いろんな実験をしてみてもいいんじゃないかなという気持ちは持っております。

資金的な面はありますけれども、しかしそこはやはり前向きに考えていければという気持ちは持っておりますので、よろしく願います。

○議長（村山 昇君） 3番。

○3番（中村正徳君） ぜひですね、論議を進めていただいてですね、多良木町の私たちも誇りを持ってですね、多良木町にはこれがあるんですよ、ランドマークはですね、見たい、一瞬見ただけでああ多良木町は何ができたんですかっていうなことでですね、したら先ほど言いましたように、多良木町の物産品、特産品というものもそこで販売できますし、そしたら交流人口も増えていきます。

そういうことになってきますと、懸念されておりました駐車場の懸念されておりましたけども、本来はそのくらい車が、往来が多くなるとですね、県道人吉水上線の改良も県の方も急がないかなっていうなことでですね、改良工事に取り組む、とりかかるということも可能になってくるわけですよ。

わあ多良木町にそれだけの集客があるんだったら、これは多良木町ちょっと道が狭いよなというようなことをですね、要望もしやすくなりますし、それだけのこともありますし、経済効果というものも増えていきますので、ぜひまた一緒になってですね、執行部と我々と一緒になっているいろんな論議をしていって資金のこともありますけど、総務課長が資金は大丈夫って言うですから、大丈夫ですよ。

そら持っているんですから、今、20億ぐらいの金をですね、持っていますんで、この金を有効に使って、ため込むだけがいいことではありませんので、使う時は有効に使って補助金がなくてもばんと現金で払うと。

任せろというようなことをですね、そのようなこともやってもらいたいなというふうに思います。

まだまだ本来は、内容がもう少しあったんですけども、ちょっとあと1項目残っていますんで、こちらの方に回さしていただいて、私の一般質問を終わりたいというふうに思いますが、最後の質問をいたします。

衛生費についてごみ袋の改良はできないかと。これは結び目のついているものということでございます。

このことにつきましては、以前から何人かの同僚議員からもですね、質問が出されておりますけども、現在、これがまだ改善がなされておられません。

私も今もっばらごみ出しと洗濯物の取り入れは私の担当ということになっていきますんで、私がやっていますけども、なかなかごみ袋、今日ちょっと持ってきましたけども、あさぎり

それと錦、もう既にやっておられますけども、こういうこれもらってきたんですけど、これ結び目がついているんですね。

多良木のはこれがないもんですから、こことここで結べないわけなんですよ。3回結んでもぱっと外れたりするもんですから、なかなかうまく結べない。

これだったらすぐぱっと結べますね。これはですね。ここ下げるようになっています。手を入れてさげて、これなかなかいいもんですよね。

ですから、こういうことが多良木町ではですね、なんでできないんだろうかなというふうに思いますけど、担当課の方で説明をお願いいたします。

○議長（村山 昇君）黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君）議員のご質問の結び口のついているごみ袋につきましては、先ほどお見せいただきましたけれども、近隣ではあさぎり町が採用をされております。

結びやすい、持ち運びやすいなどですね、利点がある一方で、サイズは同じでもごみを入れられる容量がですね、減ったことで、実際に値上がりをしたことで、導入当初は苦情もあったようでございます。

本町におきましては、町内のごみ袋製造業者から原材料の値上げと製造コストの上昇に伴い、卸価格の値上げのご相談が来週以降にあるようです。

また、各町内販売業者により小売価格は違いますが、結び口をつけることにより、販売価格がさらに高くなることも考えられます。

ごみ袋の販売価格の値上げにより、町民の皆様の経済的な負担が余り多くならないよう、しばらくは現在の形状で販売させていただきたいと考えております。

○議長（村山 昇君）3番。

○3番（中村正徳君）どうも話聞いてみますと、答弁いただくとはですね、マイナス面からだけ入らるっつとですね。

コストが高くなるんだとかですね、その容量が小さい、容量ふとくすればいいじゃないですか、これあさぎりの方の見て言われているんだろうと思います。

多良木は大きくして、結びだけをですね、結び目だけをちょっと作ってもらって、きびられるようにしたらいいわけですからですね。

ですから、販売価格が高くなるとかですね、そういうことを、マイナス面だけじゃなくて利用者の方の負担が増えるんじゃないかとかですね、そういう面じゃなくて課長、前向きに前向きにですよ。どう改善したらいいのかなっていうことをやっぱり真剣に考えてもらって、区長会の方からも恐らく同じようなことが出てくると思います。

ですから区長会通じてですね、そういうことを言っていただいでですね、若干、購入価格高くなりますけどもうとかですね、いろんなこと話をされてですね、やっていただいで、ぜひこういう改善に取り組んでいただいでですね、そん中でやっていかないと1個1個やっていかないとなかなかマイナス面からばかりの話していたら前に進みません。

財政面のことは、総務課長知っています。財政は大丈夫ですから、金はあります。

そのぐらいのとはですね、やらなくてもいいと思いますので、ぜひ検討していただいでですね、今後、私もごみ出しする時には、ぱぱっと結んでぱっと出せるお願いしたいというふうにあります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（村山 昇君）これで3番中村正徳君の一般質問を終わります。

日程第2 「諮問第1号」 人権擁護委員の推薦について

○議長（村山 昇君）ここで、日程第 2、諮問第 1 号及び日程第 3、諮問第 2 号の資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 43 分休憩）

（午後 2 時 46 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第 2、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてということで、議員の皆さんのご意向をお伺いしたいと思います。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるということでございます。

平成 30 年 6 月 12 日提出、多良木町長吉瀬浩一郎。

記

住 所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 747 番地

氏 名 松本喜久子

生年月日 昭和 25 年 10 月 3 日

提案理由 松本喜久子人権擁護委員が、平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山 昇君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

これから、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、松本喜久子さんの推薦を採決いたします。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（村山 昇君）ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。

次に、立会人の指名をいたします。多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番中村正徳君、12 番坂口幸法君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（村山 昇君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長（村山 昇君）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（仲川広人君）それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、
8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○議長（村山 昇君）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番中村正徳君、12 番坂口幸法君開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（村山 昇君）開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、松本喜久子さんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

日程第 3 「諮問第 2 号」 人権擁護委員の推薦について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 3、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）それでは、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、議員の皆様のご意向をお伺いいたします。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めというものです。

平成 30 年 6 月 12 日提出、多良木町長 吉瀬浩一郎。

記

住 所 熊本県球磨郡多良木町大字久米 259 番地 2

氏 名 池本一正

生年月日 昭和 29 年 9 月 4 日

提案理由 溝口一美人権擁護委員が平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためという
こととございます、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（村山 昇君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番瀬崎哲弘君。

○4 番（瀬崎哲弘君）町長にちょっと小さいことですが、お尋ねしてみたいと思います。

この人事案件の中に池本氏は今度町長が推薦なんでございますが、二通の先ほどの松本さん、そして、今度の池本さんというのをいただいているんですが、その下の提案理由の中です、前任者が平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了になるためといずれも同じような言葉で書いてあるわけですね。

特に、この人事案件の難しさというのは、例えば、これだけの言葉であって、例えば、人権擁護委員という非常にこう大きな仕事されている時に、例えば、課題はちょっと別かもしれませんが、推薦を要望するも非常にこうかたくなに固辞されましたという言葉がないと何か、次の任期満了となってしまうと非常にこの人の人格をなんかこう疑うような、になるような懸念があるものですからそこら辺のお考えっていうか、詳しくは要りませんが、やっぱりそこら辺の言葉の違いとか何か言葉を添えていただきたいなと思うんですがいかがなものでしょうか。

○議長（村山 昇君）町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）はい、溝口さんが 9 月 30 日をもって任期満了となります。

実は、この方非常に、法務局の方からもですね、信頼を得ている方で、私達も直接お会いして、非常に、人格、識見とも非常にすぐれた方だなという認識を持っております。

実は、前任の今課長変わりましたが、前任の課長とともに応接室の方ですね、ご本人に残っていただけないでしょうかというお願いはいたしました。

非常にご本人もやりたいという気持ちはあるんですけども、体調がやはりすぐれないということで、今病院に通っているというふうなお話もありました。

これは個人情報にもなるかもしれませんが、そういうことでやはりなかなかこう引きとめることができなかったという事情がありました。

それで、やむを得ずということで、今回、代わりの方をっていうことになりました。

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

これから諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、池本一正さんの推薦を採決いたします。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（村山 昇君）ただいまの出席議員は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君を指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載のある投票については無効といたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(村山 昇君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(村山 昇君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(仲川広人君) それでは点呼いたします。

2 番林田議員、3 番中村議員、4 番瀬崎議員、5 番山中議員、6 番魚住議員、7 番高橋議員、8 番源嶋議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番豊永議員、12 番坂口議員。

○議長(村山 昇君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君、開票の立ち会いをお願いします。

○議長(村山 昇君) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票です。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦については池本一正さんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(村山 昇君) ここで暫時休憩いたします。

(午後 3 時 8 分休憩)

(午後 3 時 15 分開議)

○議長(村山 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告を行います。

日程第 4 「受理番号 1」 多良木 10 区の 1 の道路の拡幅及び側溝設置等の改良について

○議長(村山 昇君) 日程第 4、受理番号 1、多良木 10 区の 1 の道路の拡幅及び側溝設置等の改良について議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長 中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 委員会報告をいたします。厚生環境文教常任委員会。

会議の年月日 平成 30 年 6 月 14 日(木曜日)

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 14 日(木曜日) 午後 1 時

閉 会 6月14日(木曜日)午後5時
出席委員 委員長 中村正徳、副委員長 高橋裕子、委員 林田俊策、
委員 瀬崎哲弘、委員 久保田武治、委員 坂口幸法 計6名
欠席委員 なし
説明のため会議へ出席者の氏名 地区住民代表 多良木10区の1区長 土岐和夫
環境整備課 小林課長他4名

受理年月日 平成30年6月5日
受理番号 第1号
請願陳情者 熊本県球磨郡多良木町多良木1749の2、多良木10区の1区長 土岐和夫
事件名 要望書
事件の内容 多良木10区の1の道路の拡幅及び側溝設置等の改良について
審議の経過 平成30年6月12日上記事件について、厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、6月14日午後1時より午後4時まで、現地にて地区住民代表の方より道路の状況・利活用等についての説明を受け、要望箇所を踏破した。
その後、第3委員会室において担当課である環境整備課小林課長より説明を受け、午後5時まで慎重審議をした。

決定及びその理由、決定 採択

理由

今回要望されている町道里の城線、町道諏訪原線及びこれらに付帯する道路側溝設置箇所については、当地区住民の生活道路として活用されているが、幅員が狭く、離合困難な箇所が多いため、改良を要する危険箇所が数多く点在すると感じた。

また、緊急車両の走行に支障をきたす恐れもあるので道路側溝も含め早急な改良を要するとの結論に至り採択とした。

しかし、今回要望路線総延長が890メートルにおよび、民有地、墓地、牛舎等が点在し、宅地移転も必要になることから、地権者の理解と年次ごとの改良が必要と考える。

そのため、離合箇所を含む部分改良も視野に、早急な改良を望むとの委員会全員の意見の一致を見た。

少数意見の留保 なし、本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告します。

平成30年6月20日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会
委員長 中村正徳

よろしく願いをいたします。

○議長(村山 昇君) 以上で、報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、受理番号 1、多良木 10 区の 1 の道路の拡幅及び側溝設置等の改良については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 5 「受理番号 2」 黒肥地 3 区大園下地区生活道拡幅について

○議長（村山 昇君）次に、日程第 5、受理番号 2、黒肥地 3 区大園下地区生活道拡幅について議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長 中村正徳君。

○3番（中村正徳君）委員会報告書。厚生環境文教常任委員会。

会議の年月日 平成 30 年 6 月 14 日（木曜日）

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 14 日（木曜日）午後 1 時

閉 会 6 月 14 日（木曜日）午後 5 時

出席委員 委員長 中村正徳、副委員長 高橋裕子、委員 林田俊策、
委員 瀬崎哲弘、委員 久保田武治、委員 坂口幸法 計 6 名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 地区住民代表 源島 伸次
環境整備課 小林課長他 4 名

受理年月日 平成 30 年 6 月 5 日

受理番号 2 号

請願陳情者 球磨郡多良木町黒肥地 1761 番地、源島伸次

事件名 陳情書

事件の内容 黒肥地 3 区大園下地区生活道拡幅について

審議の経過 平成 30 年 6 月 12 日上記事件名について、厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、6 月 14 日午後 1 時より午後 4 時まで、現地にて地区住民代表の方より道路の状況・利活用等についての説明を受け、要望箇所を踏破した。

その後、第 3 委員会室において担当課である環境整備課小林課長より説明を受け、午後 5 時まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択

理由

本件道路は、黒肥地 3 区大園下地区住民の生活道路として活用されているが、幅員が狭く、路面と田面の段差が 2 メートル近くあり、ガードレールもなく離合困難な箇所が多い上、道路脇の電柱も車の往来に支障をきたしており、改良を要する危険箇所が点在すると感じた。

また、緊急車両の走行に支障をきたす恐れもあるので、早急な改良を要するとの結論に至り採択とした。

少数意見の留保 なし。

本委員会に付託した事件については、上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町会議規則第 93 条の規定により報告します。

平成 30 年 6 月 20 日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会
委員長 中村正徳

よろしくお願いをいたします。

○議長（村山 昇君）以上で報告が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。
したがって、受理番号 2、黒肥地 3 区大園下地区生活道拡幅については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 6 「受理番号 3」 道路改良についての陳情書について

○議長（村山 昇君）次に日程第 6、受理番号 3、道路改良についての陳情書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長 中村正徳君。

○3番（中村正徳君）委員会報告書、厚生環境文教常任委員会。

会議の年月日 平成 30 年 6 月 14 日（木曜日）

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 14 日（木曜日）午後 1 時

閉 会 6 月 14 日（木曜日）午後 5 時

出席委員 委員長 中村正徳、副委員長 高橋裕子、委員 林田俊策、
委員 瀬崎哲弘、委員 久保田武治、委員 坂口幸法 計 6 名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 地区住民代表 多良木 6 区の 3 区長 長田勝幸
環境整備課 小林課長他 4 名

受理年月日 平成 30 年 6 月 5 日

受理番号 3 号

請願陳情者 多良木 6 区の 3 区長 長田勝幸、多良木 8 区の 1 区長 田山久臣

事件名 陳情書

事件の内容 道路改良についての陳情書、審議の経過 平成 30 年 6 月 12 日上記事件について、厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、6 月 14 日午後 1 時より午後 4 時まで、現地にて地区住民代表の方より道路の状況・利活用等について説明を受け、要望箇所を踏査した。
その後、第 3 委員会室において、担当課である環境整備課小林課長より説明を受け、午後 5 時まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択

理由

当地区は、町営住宅や民間住宅が多世代の住民の方々が生活をされているが、町道宮床 1 号線と 2 号線を結ぶ農道は、地域住民の生活道路として活用されている。

しかし、幅員については、連結する道路と比べ極端に狭隘とは言い難く、農道の路面舗

装及び改修で幅員の確保が可能であると考えられるが、緊急車両の走行に支障をきたす恐れあることから一部改良を要するとの結論に至り採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町会議規則第93条の規定により報告します。

平成30年6月20日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会
委員長 中村正徳

よろしく願いをいたします。

○議長（村山 昇君）以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、受理番号3、道路改良についての陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第7 「受理番号5」 県立多良木高校廃校後跡地に町立多良木中学校と県立球磨支援学校高等部の同一敷地併設開校事案に対する要望書について

○議長（村山 昇君）次に、日程第7、受理番号5、県立多良木高校廃校後跡地に町立多良木中学校と県立球磨支援学校高等部の同一敷地併設開校事案に対する要望書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 魚住憲一君。

○6番（魚住憲一君）委員会報告書。総務産業常任委員会

会議の年月日 平成30年6月12日（火曜日）

会議の場所 第1委員会室

開 会 6月12日（火曜日）午後2時

閉 会 6月12日（火曜日）午後3時

出席委員 委員長 魚住憲一、副委員長 山中 馨、委員 村山 昇、
委員 源嶋たまみ、委員 宇佐信行、委員 豊永好人、計6名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 なし

受理年月日 平成30年6月5日

受理番号 第5号

請願陳情者 熊本県立球磨支援学校 保護者会代表 荒川孝一、保護者会 有志一同、
事件名 要望書

事件の内容 県立多良木高校廃校後跡地に町立多良木中学校と県立球磨支援学校高等部の同一敷地併設開校事案に対する要望書

審議の経過 平成30年6月12日上記事件名について、総務産業常任委員会に付託を受けたので、第1委員会室において平成30年6月12日午後2時より午後3時まで、委員全員出席のもと慎重審議した。

決定及びその理由、決定 不採択

理由

本町としては、多良木町立多良木中学校の老朽化等に伴い、平成33年4月開校を目途に、多良木高校敷地への中学校移転整備を検討しており、熊本県教育長に対し、中学校移転が決定した際には、多良木高校の敷地及び学校教育に必要な施設等（体育館、プール、運動場等）の使用等についてご配慮いただきたい。

併せて、1 中学校と球磨支援学校の生徒が日常的に交流することで、インクルーシブ教育の観点から双方に高い教育効果が生じると見込まれること。

2 同効果を実現するには、中学生と特別支援学校の生徒が一緒に学ぶ教育環境を整えることが必要であると思料されること。

3 今後、球磨郡市においても、支援を要する生徒の増加が見込まれるが、狭隘化が進んでいる球磨支援学校の一部を移転させ学校全体のキャパシティを広げることは、多良木町のみならず、球磨郡市全体の利益につながると思料されること。

以上、3点の理由を基に、同敷地に球磨支援学校高等部を移転し、中学校との同時開校を図られたいとして、要望書を提出していることに対し、球磨支援学校高等部と多良木中学校併用使用の予測されるデメリットとして本議会に要望書が提出されたが、この内容については、県教育委員会より説明会等をされるべきと判断し、不採択とする。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告します。

平成30年6月20日

多良木町議会議長 村山 昇 様

多良木町議会 総務産業常任委員会
委員長 魚住憲一

よろしく申し上げます。

○議長（村山 昇君）以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番高橋裕子さん。

○7番（高橋裕子さん）2点ほどお尋ねいたします。この支援校と、高等支援学校ですけれども、支援学校、失礼しました。支援学校の高等部の移転に関してですけれども、異議及び反対申し立てておられます。

慎重審議をしていただきたいという要望です。

支援学校の保護者会代表と保護者有志一同で出されています。

P T A総会にかける時間もとれなかった中、9月議会では手遅れになってしまうとこの6月会議に緊急性をもって出されたものと察します。

保護者として素直に心配されるところをデメリットとして出されたものと思います。

そのことを踏まえ、今後慎重に審議をしていただきたいという要望であると思います。

その要望書が不採択ということの報告ですが、この支援学校の保護者の中には、多良木町の方もいらっしゃるわけですが、委員会の皆様はそのことを踏まえられての答えなのでしょうか、伺います。

- 議長（村山 昇君）委員長、魚住憲一君。
- 6番（魚住憲一君）要望書の中に3点上がっていますが、このデメリットに対しては、一応審議はさしていただいております。
- 議長（村山 昇君）7番高橋裕子さん。
- 7番（高橋裕子さん）デメリットの、デメリットの協議というか、その保護者がおられるということを皆さんご存じだったのでしょうか。
- 議長（村山 昇君）委員長。
- 6番（魚住憲一君）はい、それは、1名ちゅうのはわかっています。
- 議長（村山 昇君）7番高橋裕子さん。
- 7番（高橋裕子さん）もう1点ですけども、町が出した要望書は、議会議長名も連ねてあります。

議長名を上げるに当たっては、全協で同僚議員がただされたように要望書案の修正後、議会へ説明も、決も取られないまま出されたことに対しては納得のいかないところです。

しかし、要望書は出されており、名を連ねた議会も関係ないものではありません。

支援学校に対して、方向を決定し説明をする責任はもちろん県にあります。が、このことを協議していく議会としては、支援学校保護者はもとより、多良木小、中学校保護者の要望をも考慮していくのは当然のことではないでしょうか。

あらゆる対処をしなければならない状況下にあつては、受け付けないという立ち位置ではなく、継続として扱われるのが妥当だと思われませんが、少数意見の留保も述べられておりませんが、他の意見は出なかったのか伺います。

- 議長（村山 昇君）委員長。
- 6番（魚住憲一君）4月11日の全員協議会の中で説明されて、最後に議長の方から町長、教育長、それに議長名で連名で5月2日に提出、要望書を提出するというので、その時には、一応全員のあれが了解されたと思っています。
- 議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

9番久保田武治。

- 9番（久保田武治君）もちろんあれこれの議論はされた上でのこの不採択ということだと思うんですが、しかし、この文言でいきますとですね、要するに県教委から説明をされるべきということは、いわば門前払いというふうにしかりません。
- 議長（村山 昇君）魚住委員長。

○議長（村山 昇君）魚住委員長。

- 6番（魚住憲一君）はい、昨日の一般質問の中でも町長も答弁されたと思いますが、支援学校の学校は県立でありますので、一応、県の方の、県教育委員会の方が最初説明をされて、最終的には町の方もあるかもしれませんが、今の時点では県の方の説明の方が妥当ということで、この要望書に対しては不採択という結果を出しました。

○議長（村山 昇君）9番久保田武治君。

- 9番（久保田武治君）ということは委員会としては適切な対応だというふうに理解をされているということなんですかね。どうですか。

○議長（村山 昇君）魚住委員長。

- 6番（魚住憲一君）はい、委員会の方ではそういう結論にいたしました。

○9番（久保田武治君）わかりました。

- 議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君）先ほど同僚議員からもありましたが、県教育委員会より説明会等をされるべきと判断しというところで、PTAの役員の方々も含めて県教委から2回の説明を受けて、今回の高等部、多良木町から中学校と高等部の支援の移転の要望書が出ております。

その説明を受け、2回の説明を受けての今回の要望書提出なので、これは全くですね、県の方がそう説明するとかじゃなくてもこの中には、多良木中学校と球磨支援学校というもう文言が出ているので、そういうところも含めて、これは全く関係ないとは言えないんじゃないかってそういう議論はなかったんでしょうか。

○議長（村山 昇君）魚住委員長。

○6 番（魚住憲一君）はい、それに対しては、多良木町で考えているのは中学校移転の方の話を主体に考えていると思って、一応支援の方は県の管轄という認識は持っております。

○議長（村山 昇君）12 番坂口幸法君。

○12 番（坂口幸法君）一般質問の中にも県の方から提案されたというところでありましたが、でも一応、要望書に関しては、支援学校の高等部の移転もうちの多良木町町長と議長と教育長の3名で出しているんで、その中に議長の名前があるので議会の方に支援学校のPTAから要望書が提出されたので、そこを多良木中学校だけで議会としては考えればいちゅう問題じゃないと私は思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（村山 昇君）魚住委員長。

○6 番（魚住憲一君）はい、委員会の方では一応検討はしましたけど、そこはもうやはり県立は県立ということで、向こうの方に説明を最初していただきたいという結論です。

○12 番（坂口幸法君）わかりました。

○議長（村山 昇君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず本件、要望書に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）要望書に賛成者の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）次に、要望書に反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この要望書に対する委員長の報告は不採択です。この要望書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）起立少数、ありません。

○議長（村山 昇君）したがって、受理番号5、県立多良木高校。

○7 番（高橋裕子さん）賛成、この不採択に対する賛成。

○議長（村山 昇君）不採択に対する採決はしません。要望書だけです。要望書に対しての賛成、反対です。

○7 番（高橋裕子さん）意見書に対する。

○12 番（坂口幸法君）報告に対する。

○7 番（高橋裕子さん）この不採択を出されたことに対する反対。

○議長（村山 昇君）いえ、それは採決しません。要望書に対してです。討論は。要望書に対して賛成の方で言うたでしょう。もう討論は終わりますて言うたでしょう。

○7番（高橋裕子さん）反対です。

これ委員会報告なので、委員会報告の採択に対する反対、賛成をとられるべきじゃないでしょうか。

○議長（村山 昇君）暫時休憩します。

（午後 3 時 45 分休憩）

（午後 3 時 47 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この要望に対する委員長の報告は不採択です。

この要望書を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村山 昇君）起立少数であります。

したがって、受理番号 5、県立多良木高校廃校後跡地に町立多良木中学校と県立球磨支援学校高等部の同一敷地併設開校事案に対する要望書は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（村山 昇君）次に、日程第 8、多良木町議会議員の派遣について議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について、変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君）異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

○議長（村山 昇君）平成 30 年度第 1 回多良木町議会（6 月定例会議）を閉じます。
お疲れさんでございました。

（午後 3 時 50 分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長 村山 昇

多良木町議会議員 瀬崎 哲弘

多良木町議会議員 豊永 好人